

「三番瀬専門家会議」設置要綱

(目 的)

第1条 三番瀬再生に係る事業を進めていく上で、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を得ることを目的として、「三番瀬専門家会議」を設置する。

(評価・助言を得る事項)

第2条 三番瀬専門家会議において評価・助言を得る事項は、知事が必要と認める以下のとおりとする。

- (1) 干潟的環境(干出域等)の形成に関する事項
- (2) 自然環境のモニタリングに関する事項
- (3) その他科学的な知見が必要となる事項

(委 員)

第3条 三番瀬専門家会議の委員の数は10名以内とし、学識経験者の中から知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第4条 三番瀬専門家会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 三番瀬専門家会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(事務局)

第6条 事務局は、三番瀬専門家会議の運営に必要な事務を行う。

- 2 三番瀬専門家会議の事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬専門家会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月22日から施行する。
- 2 三番瀬専門家会議は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。